

# 製品安全データシート

## モノカーボネートTR フレーク

作成 2019 年 4 月 1 日

改定 年 月 日

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : カルシウムアルミネート・モノカーボネート・ハイドレート  
製品コード :  
会社名 : 古手川産業株式会社  
住所 : 大分県津久見市合ノ元町 1 番 4 号  
電話番号 : 0972-82-1331  
緊急連絡電話番号 : 0972-82-1331  
FAX 番号 : 0972-82-3209

### 2. 危険有害性の要約

分類の名称 : 強アルカリ性湿潤フレーク (66%スラリーの pH 12.4)

### 3. 組成、成分情報

#### 化学物質

化学名又は一般名 : カルシウムアルミネート・モノカーボネート・ハイドレート  
(Calcium aluminate carbonate hydroxide)  
化学式 :  $3\text{CaO} \cdot \text{Al}_2\text{O}_3 \cdot \text{CaCO}_3 \cdot 11\text{H}_2\text{O}$   
含有量 : 66~67%  
官報公示整理番号 : なし  
CAS 番号 : なし  
分類に寄与する不純物  
及び安定化添加物 : 情報なし  
濃度又は濃度範囲 : 情報なし

### 4. 応急措置

眼に入った場合 : 直ちにきれいな大量の水で、20分以上徹底的に洗浄し、速やかに医師の診断を受ける。  
皮膚についた場合 : 直ちに多量の水で洗い流す。炎症等が見られたら、速やかに医の診断をうける。  
飲みこんだ場合 : すぐに吐き出させ、速やかに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消火方法 : 本品は湿潤フレークであり、不燃性である。  
消火剤 : 不燃物なので該当しない。
- 

## 6. 漏出時の措置

- 環境に対する注意 : 水に懸濁した場合、高いアルカリ性を示すため未処理のまま河川等、自然界へ流出させないようにする。また、河川・海域等へ流入することによって公害を起こす恐れがあるから注意する。  
人体に対する注意 : 漏洩した場所の周囲にはロープを張るか、または付近に警告を発するなどして人の立ち入りを禁止する。  
除去方法 : 雨または水に濡れないよう養生し速やかに回収する。
- 

## 7. 取扱い及び

- 取扱い : 作業は「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。  
作業場所の近くに洗顔及び身体洗浄のための設備を設置する。  
保管 : 冷暗所で水に濡れない場所に保管する。
- 

## 8. 暴露防止措置

- 管理濃度 : 設定されてない。  
設備対策 : 特別な設備は該当なし。  
保護具 : 保護眼鏡 ゴーグル型  
保護手袋 ゴム手袋  
保護衣 長袖、長ズボン作業服、ゴム長靴
- 

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観等 : 白色フレーク状  
比重 : 見かけ比重 0.75~0.80 g/cc  
凝固点(凍結温度) : 0℃  
pH : 12.4 (66%スラリー)
-

## 1 0. 安定性及び反応性

引火点	:	なし
発火点	:	なし
可燃性	:	なし
安定性・反応性	:	酸と中和反応。 空気中に放置すると二酸化炭素により徐々に炭酸化する。
避けるべき条件	:	データなし
避けるべき物質	:	データなし
危険有害分解生成物	:	データなし

---

## 1 1. 有害性情報

皮膚腐食性	:	アルカリ性として皮膚腐食性がある。
刺激性	:	アルカリ性としての刺激あり。

---

## 1 2. 環境影響情報

残留性／分解性	:	データなし
生体蓄積性	:	データなし
生体毒性／魚毒性	:	水に懸濁して強いアルカリ性を示す。水生生物にとって有害である。
その他	:	漏洩・廃棄の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、 取扱いには十分注意する。

---

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。
廃棄の方法	:	必要に応じて中和・乾燥して廃棄する。
汚染容器	:	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。
廃棄作業	:	作業を行うときは必要に応じて保護具を着用する。

---

## 1 4. 輸送上の注意

国連分類	:	国連分類の定義上危険物に該当しない。
国連番号	:	なし
輸送の特定の 安全対策及び条件	:	輸送前に容器の破損・腐食・漏れ等がないことを確認する。 転倒・落下・破損がないように積込み、荷崩れの防止を確実に 行なう。車輻・船舶には保護具（ゴーグル・手袋）を備える。

---

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	:	施行令第18条の2「名称等を通知すべき有害物」
毒物及び劇物取締法	:	該当しない
消防法	:	該当しない
P R T R 法	:	該当しない

---

## 16. その他の情報

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありません。  
また、何ら保証するものではありませんので、製品の取扱いには十分注意をお願い致します。